【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成26年 3 月10日

【会社名】 株式会社オルトプラス

【英訳名】 Alt Plus Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 СЕО 石井 武

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4577-6701

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼財務・経理部長 竜石堂 潤一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4577-6701

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼財務・経理部長 竜石堂 潤一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 361,910,000円

(注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年2月28日(金) 現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値

を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社 における標準となる株式 単元株式数100株

- (注) 1. 平成26年3月10日(月)開催の取締役会決議によります。
 - 2.本募集とは別に、平成26年3月10日(月)開催の取締役会において、当社普通株式520,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)及び当社普通株式820,000株の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集及び引受人の買取引受による売出しと併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。
 - 3.本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。
 - オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
 - 4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	200,000株	361,910,000	180,955,000
一般募集	-	-	-
計 (総発行株式)	200,000株	361,910,000	180,955,000

(注) 1.本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称			野村證券株式会社		
割当株数			200,000株		
払込金額			361,910,000円		
	本店所在	地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
	代表者の)氏名	代表執行役社長 永井 浩二		
割当予定 先の内容			10,000百万円		
	事業の内容		金融商品取引業		
	大株主		野村ホールディングス株式会社 100%		
	当社が保有している割当予定先の株式の数		-		
 当社との	出資 関係 割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年12月14日現在)		98,600株 (注)3.		
関係	取引関係		一般募集及び引受人の買取引受による売出しの 主幹事会社		
人的関係		- -	-		
当該株券の	当該株券の保有に関する事項		-		

- 2.資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3. 平成25年12月15日(日)付の株式分割を考慮した後の割当予定先が保有している当社の株式の数は197,200株であります。
- 4.発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	100株	平成26年4月21日(月)	該当事項はありません。	平成26年4月22日(火)

- (注) 1.発行価格及び資本組入額については、平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額といたします。
 - 2. 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3.野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
 - 4.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地	
株式会社オルトプラス 本社	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号	

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号	
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目15番 1 号	

3【株式の引受け】

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
361,910,000	3,000,000	358,910,000

- (注) 1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2.払込金額の総額は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限358,910,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額928,966,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,287,876,000円について、子会社ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.への業務委託費として平成26年9月期下期(平成26年4月以降平成26年9月末迄)に215百万円、平成27年9月期(平成26年10月以降平成27年9月末迄)に863百万円充当し、残額が生じた場合には、平成28年9月期以降(平成27年10月以降)の同社への業務委託費に充当する予定であります。

同社への業務委託の具体的な内容につきましては、当社グループが現在サービスを提供しているソーシャルゲーム運営業務の委託及び新規ソーシャルゲームの開発の一部委託(マルチプラットフォーム対応等)、並びに当社以外の会社から当社が受託したソーシャルゲームの開発・運営業務等の委託になります。同社においては、当社からの当該業務の受託で得られた資金について、同社における開発・運営体制の整備等に係る人件費及び地代家賃等の運転資金への充当を予定しております。

当社はゲームタイトル及び提供プラットフォーム毎に開発・運営チームを組織しており、これまでは限られた日本人エンジニアの人的リソースの中で、開発・運営を行ってまいりましたが、ソーシャルゲームの仕様上、サービス提供開始後も永続的に運営業務が発生するため、既存ゲームタイトルのサービスが停止されない限り、ゲームタイトルの新規提供には新たなエンジニア等を継続的に採用し、開発・運営チーム数を増やしていく必要があります。こうした企業成長に向けたビジネスモデル上の課題に加え、国内における優秀なエンジニアの採用競争の激化、且つ日本人エンジニアの人件費が東南アジア諸国と比すと割高な状況を踏まえ、当社が今後も日本国内の人的リソースに限定された業容拡大策(新規タイトルの継続的リリース、量産化)のみを追求した場合、国内だけではなくグローバルな企業競争力を損なう結果に繋がると考えております。そうした課題に取り組むため、開発・運営リソースの確保とコスト競争力向上を目指し、当社はベトナムに海外開発・運営拠点となる子会社ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.を平成25年9月に設立いたしました。ベトナムは親日国家であり、勤勉な国民性を有するとともに、国策としてITエンジニアの育成に注力しているため、若くて優秀なソフトウエア技術者が豊富であり、また平均的な人件費も日本と比べ割安なため、ソフトウエア開発分野での優秀な人材の確保及びコスト競争力の向上が十分に見込まれます。

今回の資金調達により、同社において積極的に現地エンジニアの採用を行い、質の高い開発・運営体制を整備し、当社グループとしての開発・運営ラインの拡充を進めることで、新規タイトルの継続的リリース及び量産化、また新たな収益源として当社グループによる開発・運営業務等の受託が可能になり、当社グループの企業価値向上に繋がると考えております。

第2【売出要項】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成26年3月10日(月)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式520,000株の一般募集(一般募集)及び当社普通株式820,000株の売出し(引受人の買取引受による売出し)を行うことを決議しておりますが、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から200,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年4月15日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日 以後本有価証券届出書提出日(平成26年3月10日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリ スク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年3月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年3月10日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成25年12月25日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成25年12月20日開催の当社第4回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成25年12月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ.期末配当に関する事項当社普通株式1株につき、金27.5円 総額110,000,000円

口. 効力発生日平成25年12月24日

第2号議案 定款一部変更の件

- イ.事業目的の一部追加を行うものであります。(変更案第2条)
- 口. あらかじめ取締役会が定めた取締役が株主総会の招集権者及び議長にあたるよう変更するとともに、株主総会における監査役の選任決議の定足数を緩和する旨の規定に変更するものであります。(変更案第14条及び第32条)
- ハ.今後の業容拡大に応じた機動的な業務執行や取締役会の運営の円滑化を目的として修正を行う ものであります。(変更案第23条)

第3号議案 取締役5名選任の件

石井武、鵜川太郎、正法地智也、竜石堂潤一、本田浩之を、取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	24,571	46	0	(注1)	96.66%	可決
第2号議案	24,565	55	0	(注2)	96.63%	可決
第3号議案				(注3)		
石井 武	24,563	54	0		96.63%	可決
鵜川 太郎	24,567	50	0		96.65%	可決
正法地智也	24,566	51	0		96.64%	可決
竜石堂 潤一	24,566	51	0		96.64%	可決
本田 浩之	24,566	51	0		96.64%	可決

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
 - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算しておりません。

(平成26年3月10日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年3月10日の取締役会において、当社の主要株主の異動を伴う当社株式の募集及び売出しを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前 (平成26年 3 月10日現在)	12,000個 (1,200,000株)	15.01%
異動後	8,000個 (800,000株)	9.40%

- (注)1.議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 5,000株
 - 2. 異動前の総株主の議決権等の数に対する割合は、平成25年12月14日現在の総株主の議決権の数79,950個(平成25年12月15日付の株式分割反映後の個数)を基準に算出しております。
 - 3. 異動後の総株主の議決権等の数に対する割合は、平成26年3月10日開催の当社取締役会において決議した一般募集の払込期日である平成26年3月27日に増加した議決権の数5,200個を加算した総株主の議決権の数85,150個を基準に算出しております。
 - 4. 当社は平成25年12月15日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、上記(注)1及び2の発行済株式総数から控除した株式数及び総株主の議決権の数は、平成25年12月14日現在において当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。
 - (3) 当該異動の年月日

平成26年3月28日(金)

(4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額、発行済株式総数及び総株主等の議決権の数

資本金の額 704,000千円

発行済株式総数 普通株式 8,000,000株 総株主等の議決権の数 79,950個

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第4期)	自至	平成24年10月 1 日 平成25年 9 月30日	平成25年12月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第5期第1四半期)	自至	平成25年10月 1 日 平成25年12月31日	平成26年2月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 1 月31日

株式会社オルトプラス 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 長島 拓也 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野 開彦 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成25年10月 1 日から平成26年 9 月30日までの連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間(平成25年10月 1 日から平成25年12月31日まで)及び第 1 四半期連結累計期間(平成25年10月 1 日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月20日

株式会社 オルトプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 長島 拓也

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大野 開彦

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラスの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年11月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月15日に 株式分割を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オルトプラスの平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社オルトプラスが平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれておりません。